

令和6年

第4回市議会定例会 意見書案第1号

国主導による有機フッ素化合物（PFAS）対策の早期実施を  
求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出  
します。

令和6年12月9日提出

函館市議会議長 吉田 崇 仁 様

提出者	函館市議会議員	板倉 一 幸
同	同	道畑 克 雄
同	同	斉藤 佐知子
同	同	福島 恭 二
同	同	野沢 友 志
同	同	高橋 千 晶
同	同	島 昌 之

## 国主導による有機フッ素化合物（P F A S）対策の 早期実施を求める意見書

現在、全国各地でP F A Sによる地下水や土壌などの汚染が確認されています。特に暫定指針値を超えるなど、局地的に高濃度の値が検出された地域では、関係自治体や住民の間からその影響を不安視する声広がっています。

これに対し、国は当該地域における健康調査や土壌調査を自ら実施しないなどP F A S問題を主導的に解決しようとする姿勢が見えません。また、一部のミネラルウォーターから高濃度のP F A Sが検出されていますが、どの省庁も主体的かつ網羅的な調査を行っていない状況にあります。

P F A S問題は、汚染原因者の特定が困難であり、限られた予算及び技術的問題等から関係自治体が単独で対応することは極めて困難です。環境汚染に関しては水俣病に代表されるように、問題が顕在化した時点で十分かつ適切な対応を行っていれば被害の拡大防止に資することは歴史が証明しているところです。

よって、政府並びに国会は、地域住民の安全と安心を確保するため、以下の事項を早期に実施するよう強く求めます。

### 記

- 1 関係省庁が一体となって対策を講ずる体制を設け、国が率先して健康調査や土壌調査を実施すること。
- 2 日本全国の地下水や土壌など環境全般におけるP F A Sの影響を把握し、汚染原因の究明と必要な改善策を実施すること。
- 3 ミネラルウォーターに関する網羅的な調査を行い、必要な対策を行うとともに製品ごとの調査結果の公表を行うこと。
- 4 農畜産物及び食品中におけるP F A Sの含有実態を調査し、必要な安全対策を講じること。
- 5 高濃度のP F A Sが検出された自治体に対する環境影響に関する調査及び風評被害を含む各種対策費用に関する財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年12月 日

函館市議会議長 吉 田 崇 仁